

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 5 号

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和 6 2 年瀬戸市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (徴収額) 第 1 2 条 前条の規定により徴収する費用（以下「負担金」という。）の額（以下「徴収額」という。）は、助産施設及び母子生活支援施設に係るものにあつては別表に、保育の措置に係るものにあつては、児童の年齢及び保育時間に応じ、瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成 2 7 年瀬戸市規則第 9 号）第 1 3 条及び別表に定める額とする。この場合において、第 1 3 条中「利用者負担額」とあるのは「徴収額」と、「 <u>法第 1 9 条第 2 号</u> に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子ども及び満 3 歳に到達した日の属する年度中の子どもを除く。）」とあるのは「年度の初日の年齢が 3 歳以上の児童」と、「 <u>法第 1 9 条第 3 号</u> に掲げる小学校就学前子ども（満 3 歳に到達した日の属する年度中の法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもを含む。）」とあるのは「年度の初日の年齢が 3 歳未満の児童」と、別表中「教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分」とあるのは「措置児童の属する世帯の階層区分」とあるのは「措置児童の属 | (徴収額) 第 1 2 条 前条の規定により徴収する費用（以下「負担金」という。）の額（以下「徴収額」という。）は、助産施設及び母子生活支援施設に係るものにあつては別表に、保育の措置に係るものにあつては、児童の年齢及び保育時間に応じ、瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成 2 7 年瀬戸市規則第 9 号）第 1 3 条及び別表に定める額とする。この場合において、第 1 3 条中「利用者負担額」とあるのは「徴収額」と、「 <u>法第 1 9 条第 1 項第 2 号</u> に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子ども及び満 3 歳に到達した日の属する年度中の子どもを除く。）」とあるのは「年度の初日の年齢が 3 歳以上の児童」と、「 <u>法第 1 9 条第 1 項第 3 号</u> に掲げる小学校就学前子ども（満 3 歳に到達した日の属する年度中の法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもを含む。）」とあるのは「年度の初日の年齢が 3 歳未満の児童」と、別表中「教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分」とあるのは「措置児童の属 |

| | |
|--|--|
| <p>」と、「利用者負担額」とあるのは「徴収額」と、同表備考9、10及び11中「<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、」とあるのは「年度の初日の年齢が3歳未満である措置児童の入所に係る徴収額は、」と、「利用者負担額」とあるのは「徴収額」と、同表備考12中「教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分の認定については、その教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子ども」とあるのは「措置児童の属する世帯の階層区分の認定については、その措置児童と」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <省略></p> | <p>する世帯の階層区分」と、「利用者負担額」とあるのは「徴収額」と、同表備考9、10及び11中「<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、」とあるのは「年度の初日の年齢が3歳未満である措置児童の入所に係る徴収額は、」と、「利用者負担額」とあるのは「徴収額」と、同表備考12中「教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分の認定については、その教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子ども」とあるのは「措置児童の属する世帯の階層区分の認定については、その措置児童と」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <省略></p> |
|--|--|

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。